

平成22年6月18日

愛媛県社会保険労務士会
会 員 各 位

6月は「**外国人労働者問題啓発月間**」です

事務局運営につきましては、平素より格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、みだしの月間について、このたび愛媛労働局職業安定部長から通知がありましたのでお知らせします。

以上

〒790-0813

松山市萱町4丁目6番地3

愛媛県社会保険労務士会 事務局

三好清春

シャロウシ

TEL (089) 907-4864

FAX (089) 923-1133

愛媛労安発第 9 6 号

平成 22 年 6 月 14 日

各団体・機関の長 殿

愛媛労働局職業安定部長
(公印省略)

外国人労働者問題啓発月間における周知・啓発等について

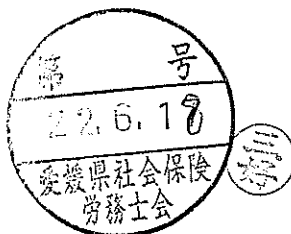
職業安定行政の業務運営につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、技能実習生を始め日本国内で就労する外国人労働者につきましては、労働保険や社会保険に加入していない者が散見されるなど、適正な雇用・労働条件が確保されていないといった事案が見受けられるところです。

このため、国においては、平成 19 年に雇用対策法を改正し、適法に就労する外国人労働者の雇用管理の改善等を促進するための施策を、総合的に講じることといたしております。

また、平成 5 年度から政府全体として、6 月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置付け、厚生労働省におきましても、事業主等を始め広く国民一般の皆様に対して、外国人労働者問題についての周知・啓発活動を展開しているところです。

つきましては、厚生労働省及び愛媛労働局において作成した啓発資料を送付いたしますので、関係者への周知・啓発について、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。



連絡先 (担当)

〒790-8538 松山市若草町 4 番地 3

松山若草合同庁舎 5 階

愛媛労働局 職業安定部 職業対策課

雇用対策係長 西口

TEL 089-941-2940 FAX 089-941-5200

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

・・・外国人雇用はルールを守って適正に・・・

経済社会の国際化の進展に伴い、就労を目的として入国、在留する外国人は増加傾向にありますが、その就労状況をみると、雇用が不安定であること、労働・社会保険の未加入が多いこと等の問題があるほか、労働市場に悪影響を及ぼす不法就労も依然として多い状況にあります。

こうした中で政府は、平成19年に雇用対策法を改正し、専門的・技術的分野の外国人労働者について、その就業を促進するとともに、適法に就労する外国人労働者について、雇用管理の改善等を促進するための施策を総合的に講ずることとしています。

具体的には、改正された雇用対策法により、「外国人雇用状況の届出制度」が創設され、すべての事業主に、外国人労働者（特別永住者を除く。）の雇入れと離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期限等について確認し、ハローワークへ届け出ることが義務付けられています。

また、同法により、事業主に対し、外国人労働者の雇用環境の改善や再就職の支援についての努力義務が課されています。

事業主を始め広く国民一般の皆様にも、これらの周知を図るため、今年度においても6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定め、政府全体の取り組みとして外国人労働者問題についての啓発活動を展開しています。

外国人労働者を雇用する事業主は、労働関係法令及び社会保険関係法令等の遵守はもとより、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき、雇用管理の改善等に努めてください。

お問い合わせは、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）又は愛媛労働局・職業対策課（TEL：089－941－2940）までお願いします。

■「外国人雇用状況の届出制度」について（厚生労働省のホームページをご覧ください。）

（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin-koyou/index.html>）

■「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（厚生労働省のホームページをご覧ください。）

（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin-koyou/01.html>）

愛媛労働局・公共職業安定所

事業主のみなさまへ

外国人雇用はルールを守って適正に

～雇入れ・離職の際の届出と適切な雇用管理は事業主の責務です～

雇用対策法（平成19年10月1日施行）

外国人が在留資格の範囲内で
その能力を有効に発揮しながら適正に就労できるよう
外国人雇用に関する基本ルールを整備

1. 雇用管理の改善等に関する指針

P2～5をご覧ください

事業主の方が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容等を盛り込んだ指針を定めています。これに沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

2. 外国人雇用状況の届出

P6～7をご覧ください

外国人の雇入れ及び離職の際、その氏名、在留資格等を届け出てください。ハローワークでは、これに基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言・指導や、離職した外国人への再就職支援を効果的に行います。

3. 不法就労の防止

外国人雇用状況の届出に当たり、事業主の方が在留資格等を確認すること等により、不法就労の防止が図られます。



厚生労働省 都道府県労働局 公共職業安定所

